

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			
1	調達仕様書(案)	4	1.4(1)	報告書の受領及び各種申請の受理等を行う。「表2 外為法に関する業務フロー一覧」に、業務フローの分類とその件数を示す。なお、それぞれの詳細な業務フローは「別紙2 業務フロー」を参照すること。なお、業務フローは「別紙1 要件定義書」における「機能一覧」に示す機能をすべて開発することを前提とした現在の想定であり、今後システム仕様を含めて確定していくものである。	-	「表2 外為法に関する業務フロー一覧」に記載のある業務について、外為オンラインにて受け付ける対象は、新システムで対応する必要があるかご教授ください。	○	今後、外為オンラインにて受け付ける対象についても、FTPMSシステムにて受け付けるようになる可能性はあるため、記載した業務の件数に耐えうるシステム基盤のご提案をお願いいたします。 また、その旨が分かるよう調達仕様書「1.4業務概要」の文言を一部修正しております。
2	調達仕様書(案)	5	1.4(1)	表2 「②報告書(徴求命令)受理業務」 徵求命令対象の申請者が提出する報告書を受理する。	-	「②報告書(徴求命令)受理業務」のみ他の業務と記載内容が異なりますが、外為オンラインの受付か、新システムに申請口を変更予定か、どちらかご教授ください。	○	ご意見を踏まえ、当該箇所に対して「現状オンライン申請口はなく、新システムに作成予定。」を追記いたします。
3	調達仕様書(案)	5	1.4(1)	表2 外為法に関する業務フロー一覧	-	業務フローの分類や概要に全体感が不足している部分が若干あり、以下についても明確にしていただけるようお願いいたします。 「②報告書(徴求命令)受理業務」は、統計に利用される、利用されないについて明記されていない。また、申請口は外為オンラインにて受け付けるのか、新システムに設けるのか、それともオンライン化対象外であるのか、明記されていない。こちらについて明記いただけるようお願いいたします。	○	ご意見を踏まえ、当該箇所に対して「現状オンライン申請口はなく、新システムに作成予定。」を追記いたします。 統計作成については、p.4「表1 用語一覧」にございますように、国際収支システムにて作成されるものですので、新システム開発に係る見積もりには影響しないものと考えております。
4	調達仕様書(案)	6	1.5	図1 新システム構成案 ※3「現在接続を検討しているシステムは、EASY電子決裁システム。新たなインターフェース含め外部インターフェース修正等の考慮が必要」	-	こちらについて、弊社の理解では、EASY電子決裁システムとの連携は、ガバメントクラウド上で稼働する政府等業務システム等と連携するのが原則であり、今回調達で対象とするようなインターネット上のローコード、ノーコード等SaaS上で構築された業務システムと連携するためには、当該SaaSと接続するためのインターフェース仕様が提供されるか、その方式は何であるかや連携にあたって必要となるシステム要件があれば、具体的にお示しいただけるようお願いいたします。 EASY電子決裁システムとの連携の対応が本調達内で必須かどうかで、必要な機能や外部連携を含めたテストだけでなく、デジタル庁様等との手続きや調整、など、様々な追加的な対応が必要かどうか、また、連携が必須の場合のその実現にあたっての連携方式や仕様、満たすべき要件は影響が大きいと想定しており、正確な見積もりを行えるようにするために	○	電子決裁システム連携インターフェース説明書を閲覧資料いたします。 EASY電子決裁システムとの連携対応については、原則として必須です。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
5	調達仕様書(案)	7	2.3	「表3 関連調達案件一覧」および「表4 本調達及びこれに関連した他の調達の想定スケジュール」	-	1.4 業務概要の業務フロー間に連携するシステムとして、「外為オンラインシステム」がございます。本システムの構築期間中に、こちらのシステム更新や改修が発生する場合は、あらかじめ内容やスケジュールを考慮する必要があるため、更新等のご予定がある場合、左記の該当箇所(2.3 関連する調達案件と調達時期)に、具体的なスケジュールと実施する更新の内容について明記頂きたい。	×	日本銀行側の調達に関しては、財務省から現時点で開示できる情報はございません。また、日銀の国際収支システムと財務省の新システムとの間で、システムを接続する形での連携を行うことは想定しておりません。
6	調達仕様書(案)	9	3.2	(8) 定例報告の実施 「受託者は、財務省国際局及び工程管理事業者の開催する定例報告会に参加し、作業実施内容に関する報告を行うこと。」	-	定例報告会の開催頻度、開催方法(Web参加のみでもOKなのかどうか)などの詳細な指定は今後記載されますでしょうか。	×	開発業者からの報告については、今後開催頻度や方法について、詳細化することは予定しておりません。こちらの回数等含めご提案ください。 また、詳細は契約後財務省と協議の上、決定することいたします。
7	調達仕様書(案)	10	3.3(1)	表5 「No.14 から No.20」 「期日」 令和9年中	「令和9年度中」に修正をお願いいたします。	誤記と想定されるため。	○	該当の成果物については、令和9年12月までには必要であると判断した成果物となります。「令和9年中」と誤解を招く表現となるため、「令和9年12月中」に修正いたします。
8	調達仕様書(案)	9	3.3	表5 成果物一覧	-	お支払い及びそれに向けた検収のタイミングについて、下記の認識でおりますが、相違ないでしょうか。 ○要件定義・設計・開発: 年度末(2027.3末、2028.3末、2029.3末)検収、翌月お支払い ○運用・保守: 2028.4～毎月末検収、翌月お支払い	×	詳細については契約書締結時に決定いたしますが、現段階の検収タイミングについて、下記を想定しております。 ○要件定義・設計・開発: 年度末(2027.3末、2028.3末、2029.3末)検査、翌月支払い ○運用・保守: 2028.4～毎月末ごとに検査、翌月以降支払い
9	調達仕様書(案)	11	3.4	また、受託者は、国際局調査課の指定する期日までに情報資産管理標準シートを提出すること。情報資産管理標準シートの様式や提出方法の変更が発生した場合は、国際局調査課と協議の上、対応を実施すること。	-	情報資産管理標準シートについて「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(デジタル庁)」より以下記載があります。 ―― 情報資産管理標準シートを、デジタル庁から作業依頼のある時期(原則毎年度末)に提出すること。 ―― 情報資産管理標準シートの提出を求められていますが、どの様な内容か事前に把握できますでしょうか。	×	システム構成によって回答が必要となる内容が異なりますが、事業者の方に対しては、例えば、そのシステムの開発言語や開発規模(KLOC)、利用しているプロトコルなど、システム構成に関する情報を記載いただいております。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
10	調達仕様書(案)	11	4.1	契約期間の途中で作業責任者を変更しないこととする。	契約期間の途中で作業責任者を変更しないことを前提とするが、変更が発生する場合は、プロジェクトに影響を生じない理由を示すとともに財務省国際局の承認を得ることとする。	本調達は3年調達と長く、また開発工程と運用工程を実施するため、一般的に作業責任者が変更する可能性が生じます。 作業責任者を変更する際は財務省国際局ご承認の元実施することで、円滑に体制変更ができるものと考えます。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り修正いたします。 「契約期間の途中で作業責任者を変更しないことを前提とするが、やむをえず変更が発生する場合は、プロジェクトに影響を生じない理由を示すとともに財務省国際局の承認を得たうえで変更すること。」
11	調達仕様書(案)	11	4.1	契約期間の途中で作業責任者を変更しないこととする	契約期間の途中で原則作業責任者を変更しないこととし、やむを得ず変更を必要とする事情が発生した場合は、国際局調査課と協議の上で検討すること	不慮の事故などで稼働困難になることなども想定されますので、現実問題としては「作業責任者を変更しないこと」を厳密にお約束することは難しいと考えております。 そのため、「契約期間の途中で原則作業責任者を変更しないこととし、やむを得ず変更を必要とする事情が発生した場合は、国際局調査課と協議の上で検討すること」などの要件緩和を検討していただけますでしょうか。	○	
12	調達仕様書(案)	12	4.1	4.1 作業実施体制 図3 財務省、工程管理事業者、開発事業者等の関係図	修正案のように、意見調整が必要な場合のオーナーシップを財務省様、もしくは工程管理受託業者様が担う表現に変更していただけないでしょうか。	財務省様と日本銀行様・他省庁様で意見が異なる場合、設計開発受託業者の立場では調整が難航する場合もあるかと考えられるためです。	○	日本銀行・他省庁との調整については、委託者である財務省がオーナーシップを持つといった関係図に修正いたします。 修正後の関係図については、調達仕様書「4.1作業実施体制」図3を参照ください。
13	調達仕様書(案)	12	4.1	図3 財務省、工程管理事業者、開発事業者等の関係図	-	「設計開発受託業者」が「日本銀行」や「事業所管省庁」などと直接やりとりすることはないと認識です。 そのため、財務省様を介してやりとりを行うような図の表現にすることをお勧めいたします。	○	
14	調達仕様書(案)	12	4.1	図3「日本銀行」データ連携		要件定義書「表1 業務に必要な体制」、業務フローにより、日本銀行はデータ連携以外も実施する認識です。 適切な業務に修正をお願いいたします。	○	ご意見の通り、日本銀行では受理業務を実施し、財務省へ確認結果を連携しているため、「データ連携」から「データ連携・確認結果」へ文言を修正いたします。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
15	調達仕様書 (案)	13	4.2	(イ)その他の作業要員については、情報システムの企画、設計、開発、導入支援業務に5年以上従事した経験を有するとともに、情報システムに係る開発業務のプロジェクトに参加した経験を複数件有すること。	-	コストの最適化を考えた際にプロジェクトメンバーに対して「5年以上の経験を有する」前提を排除することを提案します。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り修正いたします。 「その他の作業要員については、情報システムの企画、設計、開発、導入支援業務に3年以上従事した経験を有するとともに、情報システムに係る開発業務のプロジェクトに参加した経験を複数件有すること。」
16	調達仕様書 (案)	12	4.2	(イ)その他の作業要員については、情報システムの企画、設計、開発、導入支援業務に5年以上従事した経験を有するとともに、情報システムに係る開発業務のプロジェクトに参加した経験を複数件有すること。	その他の作業要員については、情報システムの企画、設計、開発、導入支援業務に5年以上従事した経験を有するとともに、情報システムに係る開発業務のプロジェクトに参加した経験を複数件有する者を3分の1以上配置すること。	元の記載では人員体制確保が難しく、条件を緩和していただきたい。	○	
17	調達仕様書 (案)	12	4.2	(ウ)責任者及びその他の作業要員について、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	責任者及びチームリーダーは、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	全作業要員に対して業界知識を求めておりますが、システム開発や運用・保守を実施するにあたり、製品担当者、開発担当者、運用・保守担当者に長けている作業要員にまで業界知識を求める場合、品質劣化に繋がる可能性が生じます。 業界知識は責任者及びチームリーダーにのみ必要とし、その他作業要員については最適な体制を提案で求めるようご修正の検討をお願いいたします。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「責任者及びチームリーダーについて、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)いずれかの情報システムに係る開発業務の経験を有すること。」
18	調達仕様書 (案)	12	4.2	(ウ)責任者及びその他の作業要員について、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	責任者及びその他の作業要員について、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有する者を3分の1以上配置すること。	元の記載では人員体制確保が難しく、条件を緩和していただきたい。	○	
19	調達仕様書 (案)	4	4.2	(ウ)責任者及びその他の作業要員について、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	(ウ)責任者及びその他の作業要員について、金融機関、または政府・政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	原案では金融機関と政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)どちらの経験も必要なのか、どちらか一方の経験が必要なのか判断が付かないため。 弊社としては、どちらか一方の経験をもって役務を遂行可能と判断したため、左記修正案を提案する。	○	
20	調達仕様書 (案)	12	4.2	(ウ)責任者及びその他の作業要員について、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。	責任者及びリーダーについて、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有すること。その他の作業要員については、金融機関、政府又は政府系金融機関(民営化された金融機関、独立行政法人を含む)の情報システムに係る開発業務の経験を有していることが望ましい	作業要員全員に左記の経験を必須とすると、リソース調整の難易度が上がり、入札業者が減少する可能性があるため、記載の変更を意見します。	○	

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
21	調達仕様書(案)	12	4.2	(エ) 作業要員について、ローコード・ノーコードツール(SaaS)による情報システムの構築・運用業務に従事した経験を有すること。	作業要員について、ローコード・ノーコードツール(SaaS)による情報システムの構築・運用業務に従事した経験を有すること。また、受託者が提案するローコード・ノーコードツール(SaaS)について認定資格が存在する場合は、設計・開発を行う担当者には、同資格の上位資格を保有する者を1名以上必要な人数を含むこと。	SaaS製品の導入・保守を実施するには、SaaS製品の専門的な知識・技能が必要となります。有資格者を条件に加えることで、一定レベル以上の技術力・知識水準を保証した受託者からの提案を受け付けることができると考えるため。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り修正いたします。「主にローコード・ノーコード(SaaS)による開発に係る作業要員については、ローコード・ノーコードツール(SaaS)による情報システムの構築・運用業務に従事した経験を有すること。」
22	調達仕様書(案)	12	4.3	その際、落札後に財務省情報セキュリティ規則を閲覧のうえ、機能証明等により当該規則に準じた対策をとることとする。	-	記載のある機能証明等は、どの様な定義の内容かご教授ください。	×	機能証明等とは、受託者から提出される資料を指しております。該当資料において、セキュリティ規則を満たすことを証明ください。
23	調達仕様書(案)	14	5.7	なお、提出された情報セキュリティ管理計画書(案)において履行可能性を認めることができないと財務省が判断した場合、入札に参加することはできない。	-	記載の内容は、提案時に情報セキュリティ管理計画書(案)の提出を求め、財務省判断により履行可能性を認めないと、不合格となるという理解であつてはいるかご教授ください。	×	ご認識の通りであり、提案時の提出資料の一部として提出ください。
24	調達仕様書(案)	15	5.8	5.8 セキュリティ要件 表 6 セキュリティ要件 項 3 通信のなりすまし防止 ・情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。 ・SPF/DKIM/DMARC等の送信ドメイン認証やTLS等の暗号化を適用することで、メールのなりすまし防止策を講じること。	「・申請者が利用するサイトにおいて、指定する独自ドメイン(例:mof.go.jp等)を設定し、当該ドメインを用いてサービスを提供できること。」を3項目として追加、または評価基準に追加を検討していただけないでしょうか。	デジタル庁が策定している標準ガイドライン関連文書の「Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」では、府省が利用するドメインは一つに集約する旨が書いてあります。今回の場合は、「mof.go.jp」と認識しており、独自ドメインの利用が必須だと考えております。 また、申請者に対し対外的に信頼されるサイトで外為法手続きを受け付けるためにも、必要な項目だと考えております。	○	ご意見を踏まえ、「・申請者が利用するサイトにおいて、指定する独自ドメイン(例:mof.go.jp等)を設定し、当該ドメインを用いてサービスを提供できること。」を3項目として追加いたします。
25	調達仕様書(案)	15	5.8	表 6 項番4 サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。	-	記載のある「サービス停止の脅威の軽減」とはどのようなことをサービス停止の脅威として捉えていらっしゃるかご教授ください。 例示でも問題ありません。	×	「サービス停止の脅威の軽減」とは、システム冗長化等の対策を指しています。
26	調達仕様書(案)	15	5.8	表 6 項番4 項番11	-	同内容が記載されているため、項番4または項番11を削除ください。	○	誤記であるため、修正いたします。
27	調達仕様書(案)	15	5.8	表 6 項番17	システムの構成管理 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。尚、クラウドサービスやSaaSの採用に伴い、サービスの特性やセキュリティの観点から構成が記載された文書を提出できない場合はこの限りではない。	左記のとおり、クラウドサービスやSaaSを利用する場合、構成に関する文書をご提示することができない場合があります。要件緩和をいただけますと幸いです。	×	SaaSサービスベンダーが利用しているサーバー等について公開情報が無い場合は、記載の必要はございませんが、パブリッククラウド(AWS等)については、サーバー等の構成について記載してください。 よって、ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
28	調達仕様書(案)	19	7.2	(ア)応札を行う者は、「個人情報を含む情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制」を明確にすること。プライバシーマーク使用許諾あるいは同等以上の資格を取得しており、これを証明できること。なお、過去5年間に使用許諾の取り消し・一時停止、または改善勧告等の措置を受けたことがないこと。	応札を行う者は、「個人情報を含む情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制」を明確にすること。情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)または、プライバシーマーク使用許諾あるいは同等以上の資格を取得しており、これを証明できること。なお、過去5年間に使用許諾の取り消し・一時停止、または改善勧告等の措置を受けたことがないこと。	個人情報等、機密情報の保護という観点では、ISMSとプライバシーマーク認定の双方を取得しておらずとも対策としては充分と考えます。多くの機密情報を扱う中央省庁案件でも、ISMS・プライバシーマークいずれかの認定があれば良いとされる例が多数あるため、記載の変更を意見します。	×	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
29	調達仕様書(案)	19	7.2	応札者の公的資格等(イ)「ISO/IEC 27001(JIS Q 27001)に基づくISMS適合の認証を受けている、又はISO/IEC 27002(JIS Q 27002)に準拠している組織・部門が、その情報セキュリティ管理システムに基づき情報セキュリティ管理及び入力等業務を実施すること。」	-	前段に「ISMS(Information Security Management System)又はこれに類する情報セキュリティ管理体系を確立していることを明確にすること。」と記載があるため、当該前段の要件により実質的な管理水準は満たされるものと理解しております。 つきましては、情報セキュリティ管理及び入力等業務の実施主体を“当該認証・準拠の組織／部門に限定する”要件については、管理体系の適用範囲(スコープ)内であることを条件に、部門を限定しない形へ緩和していただく、検討をお願い申し上げます。 過度に厳格な資格要件により応札可能な事業者が不需要に限定されることを避け、広く公平な提案機会を確保するためです。緩和後も、ISMS等の管理体系の下で手順・監督を行うことで情報セキュリティ水準は担保されます。	×	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
30	調達仕様書(案)	21	7.8(ウ)	監査対象である情報システムに関与した事業者	-	記載のある「監査」とはどの様なことを監査として捉えていらっしゃるかご教授ください。 例示でも問題ありません。	×	記載の「監査」は、システム監査を指しています。
31	調達仕様書(案)	23	9.3	-	-	SaaSサービスを選定するにあたり、導入する主となるSaaSサービスの再販資格を有することを前提することを提案します。 導入にあたる最適なSaaS構成や製品知識を有する点から追加することを希望いたします。	×	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
32	調達仕様書(案)	22	10.2	本業務の実施に参考となる資料として、外為法手続システム化に関する調査研究報告書(中間報告書)及び外為法手続システム化に関する技術検証業務の結果を財務省にて閲覧可能とする	-	外為法手続システム化に関する技術検証業務の結果について、スケジュールより2026年3月完了となっていますが、資料閲覧の対象として閲覧することができる対象か、ご教授ください。	×	外為法手続システム化に関する技術検証業務の結果については、12月末時点まで一度整理することとなっておりますので、そこまでの結果を閲覧資料としては閲覧することができます。
33	別紙1 要件定義書(案)	1	1.2	表2 申請者	-	申請者には代理申請等の機能を設ける予定かご教授ください。 また、代理申請を行う場合、申請者と代理申請者に対する申請データのアクセス権について、整理ができる内容をご教授ください。	×	代理申請の機能は必要となります。 申請データのアクセスについては、審査結果含め代理者アカウントもアクセスすることは可能です。
34	別紙1 要件定義書(案)	2	1.4	なお、運用・保守用途でクラウドサービスに接続する端末は、受託者にて用意すること。	なお、開発・運用・保守用途で必要となる環境及び機器については、受託者にて用意すること。	受託者にて用意するものは端末のみではない認識です。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り文言を修正いたします。 「なお、開発・運用・保守用途で必要となる環境及び機器については、受託者にて用意すること。」

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			
35	別紙1 要件定義書(案)	5	2.1(1)	表 6 #4 申請者が提出したファイルを、利用部門がワークフロー上で受け渡しをする際、Office、PDF形式のファイルを添付し送付することができる。	-	「Office、PDF形式のファイルを添付し送付することができる。」とは、財務省職員、日本銀行職員、事務所管省庁職員が任意のファイルを申請ワークフロー上に添付することができる機能、という認識でありますでしょうか。 念のためにご確認させてください。	○	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り文言を修正いたします。 「利用者は、ワークフロー上にOffice、PDF形式のファイルを添付することができる。」
36	別紙1 要件定義書(案)	5	2.1(1)	表 6 #5 審査結果等の通知をアプリ内で実施できる。	-	新システムはモバイルアプリケーションは対象外で、ウェブブラウザ上の操作のみの認識でありますでしょうか。	○	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ検討した結果、「アプリ」という文言を、「サービス」という文言に修正いたします。
37	別紙1 要件定義書(案)	6	2.1(1)	表 6 #12紙媒体で提出された申請を外部業者がExcel形式またはCSV形式に加工したデータを任意のタイミングでデータベースへ取込ができる。	紙媒体で提出された申請を外部業者がExcel形式またはCSV形式に加工し、該当データを任意のタイミングでデータベースへ取込むことができる。	誤記と想定されます。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り文言を修正いたします。 「紙媒体で提出された申請を外部業者がExcel形式またはCSV形式に加工する。当該のデータを任意のタイミングでデータベースへ取込できる。」
38	別紙1 要件定義書(案)	7	2.1(1)	表 6 #15電子署名等によって真正性を証明できる。	-	許可証について、許可した職員等の特定ができる機能を実装を求める理解でありますでしょうか。	✗	許可した職員の特定ができる機能は想定しておらず、第三者が当該許可証の真正性(財務省が許可した日時等が明白である)を確認できる機能を指しております。下記のような仕組みをご提案下さい。 (例)※あくまで一例であり、実装方法を指定するものではない。 システム利用者:「許可申請書」の様式に記載の項目全量に加え、「許可年月日」、「許可番号」、「許可の有効期限」及び許可した旨が画面として表示され、申請者がPDF形式でダウンロードできる システム管理者:許可証の照会が発生した場合に備えて、ログ等で履歴が追える
39	別紙1 要件定義書(案)	2	2.1(1)	機能要件#16 アカウント管理機能 ・IDやパスワードの発行等によるアカウントの作成、ログイン・ログアウトができる。	以下、追記想定 * 申請者のアカウント発行は現行と同様にメールにて受け付けて、担当者が当該システムにて発行する想定。	精緻な見積もりを行うため。 申請者のアカウント発行に関して、誰が実施するのか説明が欲しい。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「なお、申請者においてアカウントの発行を行えるようにすることを想定している。」
40	別紙1 要件定義書(案)	7	2.1(1)	(1)機能一覧 表 6 機能一覧 19 帳票エクスポート機能	申請者は、返却された通知書や受理証等の帳票を、PDF等の形式でエクスポートできる。またエクスポートするPDFには都度、電子署名等の真正性を証明する必要がある。	「19 帳票エクスポート機能」について、エクスポートするPDFには都度、電子署名等の真正性を証明する必要があるか。電子署名が必要な場合、電子署名サービスの検討が必要であるため、証明が必要な場合は明記いただきたい。	✗	エクスポートの都度、電子署名を必須とする想定はございません。
41	別紙1 要件定義書(案)	8	2.1(1)	表6 #20 データ連携については、「外為法手続システム化に関する技術検証業務」の結果等も参考に効率的な方法を採用すること。	-	外為法手続システム化に関する技術検証業務の結果について、スケジュールより2026年3月完了となっていますが、資料閲覧の対象として閲覧することができる対象か、ご教授ください。	✗	外為法手続きシステム化に関する技術検証業務の結果については、12月末時点で一度整理することとなっておりますので、そこまでの結果を閲覧資料としては閲覧することができます。
42	別紙1 要件定義書(案)	9	2.2	(イ)(3)Web ブラウザのバージョンの更新があった際は、基本的には更新前のバージョンへの対応を保つつ、更新後のバージョンに対応させること。やむを得ず、双方のバージョンへの対応が困難な場合は、対応を優先するバージョンは、国際局調査課と協議の上判断を行うものとする。	Webブラウザは原則最新版をサポートすること。但し、利用者にてWebブラウザの更新が滞る可能性があるため、以前の1リリースまではサポートすること。	情報セキュリティの観点からWebブラウザのバージョンは原則最新版をサポートすることを提示することを推奨します。 但し、利用者にて最新版に更新が滞る可能性があるため、以前の1リリース程度まではシステムでサポートする等の対応をご検討ください。	○	検討の結果、下記のとおり修正いたします。 「Webブラウザは原則最新版をサポートすること。但し、利用者にてWebブラウザの更新が滞る可能性があるため、以前の1リリースまではサポートすること。」

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
43	別紙1 要件定義書(案)	11	2.4(1)	データ一覧 本システムでは、申請書の各項目を入出力データとして扱う。受託者にて、入出力データを調査の上、必要な修正・追加を行い、データベースを構築すること。	-	外為オンラインにて受け付けている申請書は、システムに取り込まれていることから、項目の設計情報が存在する想定です。本件受託後には、外為オンライン側のテーブル設計書やインターフェース仕様書などについて、ご提供いただけると認識しておりますが、相違ないでしょうか。	×	外為オンラインのテーブルの情報を現時点で提供するのは、セキュリティ上不可能です。また、直接的なシステム間の連携は不要である整理のため、インターフェース仕様書についてご提供する想定はありません。
44	別紙1 要件定義書(案)	12	2.5	表7 外部インターフェース一覧 EASY電子決裁システム API等の連携 ○	-	開発に必要なリソースやSaaSの機能の充足性を確認するために、EASY電子決裁システムのAPI仕様及びAPI連携を行うためのネットワーク要件を確認させていただきます。 つきましては、本公告時に閲覧資料としてご準備いただけますでしょうか。	×	電子決裁システム連携インターフェース説明書を閲覧資料いたします。
45	別紙1 要件定義書(案)	2	2.5	外部インターフェース一覧	EASY電子決裁システムのIF仕様書の記載を追加いただきたい。	正確な見積もりを行うため。 利用予定の行政決裁に係る公文書ファイルの受信に関するIF仕様を記載いただきたい。	×	
46	別紙1 要件定義書(案)	11	2.5	2.5 外部インターフェースに関する事項 「表7 外部インターフェース一覧」	「表7 外部インターフェース一覧」にそれぞれの外部システムとの連携頻度等を明記頂きたい。	「表7 外部インターフェース一覧」に記載の連携先について、システムのサイジング及び連携方式の検討に影響するため、それぞれの外部システムとの連携頻度、データ量等について明記いただきたい。	×	新システムを設計・開発する中で、開発事業者、財務省及び日本銀行において協議のもと、連携頻度を決定する方針です。そのため、現時点では決定しておりません。
47	別紙1 要件定義書(案)	11	2.5	表7 外部インターフェース一覧	-	国際収支システム及び政府共通インフォメーションボードとの送受信区分は「送信」または「受信」となっているが、API等の連携は「×」となっている。どちらは、どちらも連携が必要な場合の連携方式は、CSVファイル等のダウンロード・アップロードによる媒体を介した連携方式として理解して差し支えないかご教示をお願いいたします。この認識に齟齬がある場合、「送信」または「受信」の具体的な連携方式をお示しいただけるようお願いいたします。 連携方式を明確化し、必要な機能や運用作業等、見積もりを正確に行えるようにするため。	○	FTPMSシステム稼働後については、政府共通インフォメーションボードを業務フロー上で利用する想定はないため、要件定義書表7 外部インターフェース一覧より、削除いたしました。 国際収支システムについては、ご認識の通りです。
48	別紙1 要件定義書(案)	18	3.2(1)	情報システムのライフサイクル期間は5年とする。	情報システムで利用しているサービスに影響を与える機能をクラウドプロバイダーでリリースする場合、影響調査を実施の上、適用スケジュールについて任意に調整を行い財務省国際局に報告すること。	オンプレミス製品ではサポート期間を固定期間で明示をするケースが多いですが、クラウドサービスはクラウドプロバイダー側でサービスを隨時アップデートするため、ライフサイクル期間を固定期間で定めることが困難です。 本要件が機能追加、機能廃止等、利用しているサービスに影響を与えることを定義している場合、通知及び適用実施を含め修正のご検討をお願いいたします。	○	検討の結果、下記のとおり修正いたします。 「情報システムで利用するサービスに影響を与える機能を、クラウドプロバイダーがリリースまたは廃止する場合、本システムへの影響調査を実施の上、適用スケジュール等の対応方針を国際局調査課に報告すること。なお、適用スケジュールについては任意に調整できることが望ましい。」

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
49	別紙1 要件定義書(案)	17	3.2(1)	3.2システム方式に関する事項 (1)システム方式についての全体方針を以下に示す。 ・本システムはSaaSを積極的に利用する構成にすること。	「・本システムはリレーショナルデータベース上で提供されるSaaSを積極的に利用する構成にすること。」という文言に変更していただけないでしょうか。	本調達の目的のひとつである「分析の高度化」の達成にはリレーショナルデータベースが必要な認識です。データベース間のリレーションがあると1ヶ所のデータを変更すると、他の個所も自動で修正され、業務効率化が図れます(例えば申請者名のマスターデータを「鈴木太郎」「田中太郎」に変更すると申請書内の名前も「鈴木太郎」「田中太郎」に置き換わるイメージです)データメンテナンスの手間を省き、かつデータ間の整合性を保ちやすい環境を作ることで「分析の高度化」が実現しやすくなると考えます。 そのため、「リレーショナルデータベース上で提供されるSaaSを積極的に利用する構成」とすることを推奨します。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
50	別紙1 要件定義書(案)	16	3.1(2)	表9項番23 言語対応本システムでは、日本語で記述されたコンテンツに対応すること。	本システムでは、日本語で記述されたコンテンツに対応すること。将来的な利用者の属性が多様化することに備え、多言語対応をサポートできるクラウドサービスを選定すること。	システムの拡張性を考慮したクラウドサービスの選定を意見します。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
51	別紙1 要件定義書(案)	20	3.2(2)	(セ)インターネット回線を通じたセキュリティ侵害を防ぐため、インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。	インターネット回線を通じたセキュリティ侵害を防ぐため、クラウドサービスにてセキュリティ対策を講じること。	一般的なクラウドサービスはセキュリティ侵害を防ぐ機能を有しています。記載の文章では対策が限定されてしまうため、記載の変更を意見します。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「インターネット回線を通じたセキュリティ侵害を防ぐため、クラウドサービスにてセキュリティ対策を講じること。」
52	別紙1 要件定義書(案)	20	3.2(2)	(タ)利用者の増加、処理の増加が発生することに備え、採用するクラウドサービスは、アクセス数や処理量の増加に合わせて、処理性能向上に起因するリソース増強をすることができること。	利用者の増加に伴う処理の増加が発生することに備え、採用するクラウドサービスは、契約するライセンス容量に比例するように、処理性能向上に起因するリソース増強をすることができる。	一般的なクラウドサービスは契約にあわせ適切なりソースを配備します。仕様書案のままでは、追加契約をせずにリソースを増強するように見受けられるため、記載の変更を意見します。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「利用者の増加、処理の増加が発生することに備え、採用するクラウドサービスは、アクセス数や処理量の増加に合わせて、処理性能向上に起因するリソースの最適化をできること。」
53	別紙1 要件定義書(案)	19	3.2(2)	(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件 (ア)セキュリティ確保のため、本システムで用いるクラウドサービスは、原則としてISMAPクラウドサービスリストまたはISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービス及びアドインを選定すること。なお、例外的にISMAPクラウドサービスリスト、またはISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスを選定する場合は、個別審査することを前提とし、加えて、受託者の責任において、当該クラウドサービスが「クラウドサービスが遵守すべきISMAP管理策基準」の管理策基準と同等以上のセキュリティ水準を確保しているものを選定すること。	-	ISMAPの範囲は、利用するクラウドサービスに限定されるものでしょうか。例えば使用するクラウドサービスの3rd製品、クラウドサービス基盤上で動作する追加プログラム等はISMAP登録されていなくても利用できるものでしょうか。	×	使用するクラウドサービスの3rd製品等についても、ISMAP認定が前提条件となります。 追加プログラムについては、上記対象外となりますが、コスト・運用の安定を踏まえカスタマイズは最小限に留めていただければと存じます。
54	別紙1 要件定義書(案)	19	3.2(2)	3.2システム方式に関する事項 (2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件 クラウドサービスの選定に当たっては、以下の要件をすべて満たすこと。 (ア)~(タ)	(イ)、(ウ)の間に、「(ウ)本システムで利用する主たるSaaSはCSマーク(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会(JASA)のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの)を取得しているサービスを選定すること。」という評価基準を追加していただけないでしょうか。 ※以降、ひとつずつ項目を繰り下げ	不特定多数の人がアクセスできるインターネット環境で、信頼性の高い情報のやり取りをする業務であるため、ISMAPに加えてCSマーク等に保証されたセキュリティレベルの高さを担保することが望ましいと考えております。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
55	別紙1 要件定義書(案)	20,21	3.2(3)	3.2システム方式に関する事項 (3)機器等の設置方針 本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダーの提供する場所となるが、その際は日本国内のリージョンを選択すること。また、大規模災害時を考慮し、東西リージョンで冗長化構成とすること。	「本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダーの提供する場所となるが、その際は日本国内のリージョンを選択すること。また、大規模災害時を考慮し、2つ以上の独立した場所で冗長化構成を組み、障害から最小限の中止で復旧できるように配慮すること。」に変更していただけないでしょうか。	高可用性戦略は、災害復旧(DR)を主目的としたマルチリージョン構成から、ダウンタイム回避を重視したマルチAZ構成へ移行する傾向にあります。 マルチAZは、「同期的レプリケーション(超低遅延)」が可能な物理距離(数km～数十km)で設計されており、障害耐久性はマルチリージョンと同等以上と認識しています。 したがって、「東西リージョンでの冗長化構成」という要件は、同期的レプリケーションが不可能なマルチリージョンを前提とし、高い可用性を提供するマルチAZを排除することにつながります。 マルチAZ構成も提案できるよう、要件の見直しをお願いいたします。※マルチAZについての詳細は別紙シート参照ください。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「(3)機器等の設置方針 本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダーの提供する場所となるが、その際は日本国内のリージョンを選択すること。 また、大規模災害時を考慮し、2つ以上の独立した場所からなる冗長化構成とすること。 なお、東西リージョン以外の構成をとる場合は同等の性能であることを証明できること」
56	別紙1 要件定義書(案)	21	3.3(1)	(イ)クラウドサービスの機能を効果的に活用し、コスト削減を継続的に図ること。原則としてサーバレスの構成を取ることとするが、インスタンスを利用してサーバを立てる場合は、サーバのスペック等を適切な範囲に調整してコスト削減を継続的に図ること。(オーストスケールを利用する場合の変更条件・上下限値等を含む。)	クラウドサービスの機能を効果的に活用し、コスト削減を継続的に図ること。原則としてサーバレスの構成を取ることとするが、インスタンスを利用してサーバを立てる場合は、サーバのスペック等を適切な範囲に調整してコスト削減を継続的に図ること。(オーストスケールを利用する場合の変更条件・上下限値等を含む。)また利用規模に応じライセンスコストが増加しないようなライセンス体系であること。	本システムが今後利用者の増加が見込まれる場合、ライセンスコストの増大を抑える備えが重要です。利用者の数量に応じて、単純にコストが増大しないようなライセンス形態が望ましいと考えられるため、意見します。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
57	別紙1 要件定義書(案)	21 22 39	3.3(2) 3.3(5) 3.13(11)	表 12 表 13 表 21	-	表12、表13、表21で記載いただいている内容は新システムで対応するデータ容量等を記載いただいている認識ですが、全体的に対応するデータの定義や容量が適切ではない認識です。 システムログについては、保存期間のみ記載いただき提案に委ねていただければ問題ありません。 以下の観点で整理をお願いいたします。 またデータ分析実行時の生成ファイルについては、業務フローより用途が不明確であったため、管理が必要なデータの場合、どの様なものか明確の上、記載をいただくようお願いいたします。 ・新システムのオンライン処理の申請データ(申請数、1件辺りのデータ容量、保存期間) ・新システムのオンライン処理の添付ファイル及び業務で使用する各ファイル(ファイル数、(可能であれば想定されるファイル形式)、1ファイル辺りのデータ容量、保存期間) ・外為オンラインより提供されるデータ(データ数、1件辺りのデータ容量、保存期間) ・移行データ(データ数、1件辺りのデータ容量、保存期間) ※移行データについて添付ファイルがある場合、その内容も記載要。	○	要件定義書表12、13、21については、データ定義や容量について再整理し、表を修正しております。 修正内容については、該当箇所を参照ください。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
58	別紙1 要件定義書(案)	24	3.5(1)	(ア)表14項目番2 稼働率目標値99.9%本システムにおける稼働率を以下の計算式により定義する。稼働率=年間実稼働時間／年間予定稼働時間 × 100当該計算式において、年間実稼働時間は「利用者がサービスを利用可能な時間の合計」、年間予定稼働時間は「年間稼働時間(24時間365日)から計画停止時間及び大規模災害による停止・縮退時間を除いた時間の合計」とする。	稼働率 99.9%本システムにおける稼働率を以下の計算式により定義する。稼働率=年間実稼働時間／年間予定稼働時間 × 100当該計算式において、年間実稼働時間は「利用者がサービスを利用可能な時間の合計」、年間予定稼働時間は「年間稼働時間(24時間365日)から計画停止時間及び大規模災害による停止・縮退時間を除いた時間の合計」とする。なお稼働率は、SLAが設定されているクラウドサービスの利用が望ましく、クラウドサービスにおける『定期メンテナンス』の時間は含まずに99.9%を維持すること。	本システムは項目1のサービス時間を24時間365日と目標値と定めているため、SLAを設定したサービスの利用が望ましいです。また、補足に記載されていないクラウドサービス側の定期メンテナンスによる停止は避けるようにすべきです。	×	検討の結果、原文とのおりといたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
59	別紙1 要件定義書(案)	25	3.6(1)	3.6 拡張性に関する事項 (1)性能及び機能の拡張 (ア)基本方針 本システムの利用率の増加、データ量の増加等により、利用資源の規模・性能を拡張する必要が生じた場合に備え、可能な限り性能の拡張を柔軟に行えるよう、設計・開発を行うこと。また、将来の制度改正等により機能を拡張する必要が生じた場合に備え、容易に機能追加・変更を行えるよう、設計・開発を行うこと。	「更に、将来的に更なる申請者の利便性向上や、業務時間の削減を実現するために、後から設定ベースでAI機能を追加可能とする拡張性のある基盤を採用すること。」を末尾に追加、または評価基準への追加を検討していただけないでしょうか。	選定する基盤によっては、将来的にAI機能を追加する際、多大な費用や困難を伴う可能性があります。本システムにおいてもAI機能の追加は高い可能性があります。将来的な利便性向上・業務効率化ニーズにスマートに対応するため、拡張性として「AI導入の容易性」を要件に含めていただくことを推奨します。	×	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の文言を追記いたします。 「将来別調達でのAI機能導入を視野に入れた基盤選定を考慮すること」
60	別紙1 要件定義書(案)	25	3.7(1)	3.7 上位互換性に関する事項 (1)上位互換性 (ア)クラウドサービスのバージョンアップ システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、軽微なバージョンアップについては自動適用を前提とし、発注者側でバージョン管理を行う必要がないこと。大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、財務省と運用調整の上、適用スケジュールを調整すること。	「システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、バージョンアップについては定期的かつ自動適用を前提とし、発注者側でバージョン管理を行う必要がないこと。大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、財務省と運用調整の上、適用スケジュールを調整すること。」に変更していただけないでしょうか。	一般的なクラウドサービスは、全ユーザー共通で最新機能の提供や脆弱性対策を行うことで品質を保っており、そのためのバージョンアップは自動的に行われます。そのため、要件から「適用スケジュールの調整」を除外していただき、脆弱性対策がタイムリーに実施されることをご推奨します。 なお、バージョンアップは自動的に行われる場合でもカスタマイズ部分に影響を与えること、かつ事前に試験環境での検証が可能です。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「(ア)クラウドサービスのバージョンアップ システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、軽微なバージョンアップについては自動適用を前提とする。大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、財務省と運用調整の上、適用すること。なお、適用スケジュールを調整できることを望ましい。」
61	別紙1 要件定義書(案)	26	3.8(1)	(ア)原則、文字コードについては、UTF-8に対応していること。	-	UTF-8は文字の符号化形式を表し、文字コードとは異なる定義となります。 本システムでは幅広い申請者からの名前、住所に対応する必要があるため、日本語企画に準拠した文字コードのご検討をお願いいたします。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り文言を修正いたします。 「文字コードは以下に従うこと。 ・文字コード:ISO/IEC 10646 ・文字の符号化形式:UTF-8 ・取り扱う日本語文字集合の範囲:JIS X 0221 ※JIS X 0213 の第3水準および第4水準の文字を利用可能」
62	別紙1 要件定義書(案)	27	3.9 (1)	(イ)表 15 「目標復旧時点(RPO)」 障害発生時点(日次バックアップ + アーカイブからの復旧)までのデータ復旧を目標とすること。	-	クラウドサービスによる大規模障害が発生し、利用者にて対応が難しいことも想定されます。 各クラウドサービスの目標復旧時点は可能な限り障害発生時点を目標としますが、BCPの一部であるITシステム復旧計画ではRPOを短い時間で設けているため、修正のご検討をお願いいたします。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の通り文言を修正いたします。 「障害発生時点(日次バックアップ + アーカイブからの復旧)までのデータ復旧を目標とすること。但しクラウドサービスによる大規模障害が発生した場合は、障害発生時点の1時間前までのデータを担保をすること。」

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
63	別紙1 要件定義書(案)	28	3.9(2)	3.9 継続性に関する事項 (2)継続性に係る対策 (イ)データバックアップ (1)バックアップ対象 データバックアップに当たっては、本システムの稼働に必要な全データを復旧可能とすることを前提として、外部組織から再入手可能なデータの有無を含め、保全対象を精査し、復旧時に必要となるデータを過不足なく保全対象に含めることができるようにすること。なお、クラウドサービスの機能を利用することで自動的にバックアップを取得できる部分はあるが、オペレーションミスやアプリケーションのバグ等に起因するデータ破壊に対しても破壊前の時点まで遡れるように、バックアップの実施方法について配慮すること。	「その際、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者により手動でバックアップの取得が可能であること。」を末尾に追加、また評価基準に追加を検討していただけないでしょうか。	自動バックアップだけでは対応できない任意タイミング(トラブル調査や監査前等)での安全確保や障害時の柔軟な運用対応を可能にするため、必要ではないかと考えております。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「(1)バックアップ対象 データバックアップに当たっては、本システムの稼働に必要な全データを復旧可能とすることを前提として、外部組織から再入手可能なデータの有無を含め、保全対象を精査し、復旧時に必要となるデータを過不足なく保全対象に含めができるようになります。なお、クラウドサービスの機能を利用して自動的にバックアップを取得できる部分はあるが、オペレーションミスやアプリケーションのバグ等に起因するデータ破壊に対しても破壊前の時点まで遡れるように、バックアップの実施方法について配慮すること。なお、任意のタイミングでバックアップが実施できることが望ましい。」
64	別紙1 要件定義書(案)	28	3.9(2)	(イ)(3)万一の障害発生に備え本サービスの稼働に必要な全データを復旧可能とするとともに、過去のシステム処理に問題が発生した場合に原因分析を可能とすることを目的として、日次のバックアップについては、30日分のデータをバックアップとして保持すること。	万一の障害発生に備え本サービスの稼働に必要な全データを復旧可能とするとともに、過去のシステム処理に問題が発生した場合に原因分析を可能とすることを目的として、日次のバックアップについては、30日分のデータをバックアップとして保持すること。	以下の理由により、記載の変更を意見します。システムの日次バックアップについては、1週間分を取得することが標準的であり、30日間というものは多いと考えます。また、弊社側で提案する場合はMicrosoft社のロードソリューションであるPower Platformは、標準で7日間のデータをバックアップが取得可能という仕様もあるため。対象環境が不明瞭であったため、本番環境は7日間、その他環境は別途協議して決定(短縮可能)とすることで、データ保持に係る費用削減が見込めるため。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「万一の障害発生に備え、本サービスの稼働に必要な全データを復旧可能とするとともに、過去のシステム処理に問題が発生した場合に原因分析を可能とすることを目的として、日次のバックアップについても、原則30日分のデータをバックアップとして保持すること。30日分のデータ保持が難しい場合、データ復旧及び障害発生の原因分析において同等の要件を担保することを示すこと。」
65	別紙1 要件定義書(案)	27	3.9(2)	(イ)(3)万一の障害発生に備え本サービスの稼働に必要な全データを復旧可能とするとともに、過去のシステム処理に問題が発生した場合に原因分析を可能とすることを目的として、日次のバックアップについては、30日分のデータをバックアップとして保持すること。	万一の障害発生に備え本サービスの稼働に必要な全データを復旧可能とするとともに、過去のシステム処理に問題が発生した場合に原因分析を可能とすることを目的として、日次のバックアップについては、7日分のデータをバックアップとして保持すること。	日次でバックアップを取っていれば、7日間程度の保存で十分と考えられます。保存データ量を拡大することによる費用の増大も見込まれるため、本件を意見します。	○	
66	別紙1 要件定義書(案)	29	3.11(5)	本システムにおける環境は、以下「表17 本システムにおける環境」に記載のものを想定している。具体的な環境数や性能等については国際局調査課と協議の上、決定すること。	-	本システムは1次リリース、2次リリースとリリースを分けて実施するため、1次リリースの資源を保ち2次リリースの開発を行うことや受入テストに本番環境同等の容量などを設ける必要がある認識です。 プロジェクトの特徴を活かした環境面の要件について、お客様のご要件の補足追加の検討をお願いいたします。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、下記のとおり修正いたします。 「具体的な環境数や性能等については国際局調査課と協議の上、決定すること。また、一次リリース後、二次リリース向けの開発フェーズになった際も財務省職員、日本銀行職員及び事業所管庁職員にて一次リリース時の確認をできる環境を提供すること。」

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
67	別紙1 要件定義書(案)	30	3.12	3.12テストに関する事項 表 18 テスト要件 項 2 テスト環境 ・本番環境に加え、テストを実施するための環境(開発環境・検証環境等)を整備すること。 ・テスト環境については、連携先機関と接続して行う外部連動テストが実施可能な環境として整備するほか、同時並行的な開発に対応できるように複数のテスト環境を整備すること。 ・開発スケジュールを踏まえ、効率化を考え、各環境を活用するなど検討すること。	「・テスト環境は、本番環境と同等の設定を保持する環境を準備すること。」を2項目として追加していただけないでしょうか。	本番環境と同等の設定を保持するテスト環境でテストを行ふことで、特に総合テスト、受入テスト工程において、テスト品質向上が期待できると考えております。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
68	別紙1 要件定義書(案)	30	3.12	本システムでは調達仕様書に記載の通り、以下のテストを実施する。 (1)単体テスト (2)結合テスト (3)総合テスト (4)受入テスト	・本システムでは調達仕様書に記載の通り、以下のテストを実施する。 (1)単体テスト (2)結合テスト (3)総合テスト (4)受入テスト ・なお、ローコード・ノーコードツール(SaaS)を前提とするシステムにおいて、SaaSサービスが標準で提供する箇所／機能に関する基本設計・詳細設計、単体テスト・結合テストについて、サービスとして設計・テスト済みであることを担当部署に説明のうえ承認を得たら、不要とする。	追加記載案の通り、SaaS標準で提供している機能についてはクラウドサービスプロバイダ側で担保された機能であるため、省略可能な部分を除くことで効率よく開発を行い、スケジュール、品質確保を両立するため。	×	要件定義書「3.2システム方式に関する事項」にて、クラウドサービスの責任共有モデルについての記載があるため、該当箇所を個別に修正はせず、原文のままといたします。
69	調達仕様書(案)	37	3.13(3)	(3)移行データ準備・提供 国際局調査課は、移行対象となるデータを整理し受託者に提供する。受託者は、移行対象データを受領し内容を確認すること。	-	国際局調整課が移行対象となるデータを整理して受託者に提供する際の形式やフォーマットは、事前に受託者と協議することでCSV形式やフォーマット様式を決めさせていただき、その形式で提供していただくことが可能という認識でありますでしょうか。	×	国際局調査課が移行対象となるデータを指定し、協議のうえで移行対象のデータ形式やフォーマットを決めていただくといった認識に相違はございません。
70	調達仕様書(案)	65	3.13(11)	移行に関する事項 (11)表21 移行対象データ		表内の「申請書の電子媒体」とはスキャン画像での保持を示しているのか、パンチによるデータ化も含まれた状態を指しているのかどちらになりますでしょうか。 「紙orスキャン画像のパンチによるデータ化の必要」の有無と、その対象ボリューム・帳票種類についてご教示いただけますでしょうか。	○	「申請書の電子媒体」については、パンチによるデータ化を指しており、スキャン画像での保持は指していません。表現が適切ではないため、「申請書情報のデータ」へと修正いたします。 また、「紙orスキャン画像のパンチによるデータ化」については、別調達にてパンチ業者に入っていただく想定です。
71	別紙1 要件定義書(案)	39	3.13(11)	(11)移行対象データ 表21 移行対象データ	「表21 移行対象データ」について、財務省内Accessについてデータベースの内容(データ件数、構造、データ品質等)について追記頂きたい。	「表21 移行対象データ」について、財務省内Accessについてデータベースの内容が不明確であると正確に見積りができないため、追記頂いた方が良いと考える。	×	Accessは移行対象外の整理となりましたので、追記の想定はございません。

「FTPMシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
72	調達仕様書(案)	41	3.15(3)	(3)研修の実施時期	-	各研修対象者に分けて研修が必要等、回数の指定はありますでしょうか。	×	こちら、回数の指定はございません。そのため、回数等含めご提案ください。
73	別紙1 要件定義書(案)	42	3.15(4)	3.15 研修に関する事項 (4)研修の方法 (ア)研修では受講者がシステム操作を実体験できるようにすること。ただし、本番環境以外に研修用の環境を構築するなどし、本番稼動に影響を与える前に研修を実施できるよう国際局調査課と調整すること。	「研修では受講者がシステム操作を実体験できるようにすること。ただし、本番環境以外に研修用の本番環境と同等の設定を保持する環境を準備し、本番稼動に影響を与える前に研修を実施できるよう国際局調査課と調整すること。」という文言に変更していただけないでしょうか。	本番同等の環境を用意することで、受講者にとってわかりやすい研修を、障害発生リスクを抑えて実施できるようにできると考えております。	×	検討の結果、原文のとおりいたします。なお、ご意見の趣旨をご提案いただくことは可能です。
74	調達仕様書(案)	45	3.16(2)	(ア)システム監視 運用業務を効率的に実施するため、監視、アラートについて、システムの特性、各種アラート発生時の重要度に応じたチューニング(マッチング文字列、閾値、アラート検知結果の重要度など)を行い、定量的な計測に基づいて監視を行うこと。また、アラートの通知先、通知手段等は国際局調査課と協議の上、決定すること。	(ア)システム監視 運用業務を効率的に実施するため、サービスの運用状況を監視し、障害を検知した際にはメールなどにより自動で通知する仕組みを構築すること。またはSaaSの機能として有していること。	SaaSの特性上クラウドサービスプロバイダ側で各種監視を行っており、受託者側で監視の仕組みがとれないため。	×	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりいたします。
75	別紙1 要件定義書(案)	45	3.16(3)	3.16 運用に関する事項 (3)共通的な要件 「情報セキュリティに関する事項」を踏まえて実施した情報セキュリティ対策の対応結果を情報セキュリティ対策実施報告書に取りまとめ、国際局調査課が指定した日時までに納品すること。	調達仕様書(案) 9頁 「表5成果物一覧」に「情報セキュリティ対策実施報告書」に関する記載がございません。追加をお願いします。なお、デジタル庁の「セキュリティ・バイ・デザインガイドライン」は工程毎に実施すべき対策を定義している為、実施報告書は各工程完了後に報告の想定でしょうか。	-	○	誤記のため、修正いたします。
76	調達仕様書(案)	3	3.16(4)	表 26 主な運用作業一覧 #12ヘルプデスク	ヘルプデスクの受付方法、対応内容について追記いただきたい。	ヘルプデスクの受付方法、対応内容について追記いただきたい。 コールセンターは現行のままで、今回の調達では不要の理解ですか? https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-tel.htm#p04	○	記載いただいた現行(外為オンラインシステム)のコールセンターについては残存いたしますが、FTPMシステムへの問合せについてはヘルプデスクを新たに立ち上げ、開発業者の役務として対応いただきます。 ヘルプデスクの実施内容については、要件定義書「3.16 運用に関する事項」を参照ください。
77	別紙1 要件定義書(案)	50	3.16(4)	表 26 項番12「ヘルプデスク業務」 本サービスの利用方法に関する問合せの受付からクローズまでを一元管理するヘルプデスクを設け、本サービス利用者からの問合せを受け付けること。	-	ヘルプデスク業務に求めるサービスのご要件の詳細化をお願いいたします。 一般的なサービスは以下のとおりです。 ・問合せフォーム ・メール問合せ ・電話問合せ また各問合せ対応の受付時間も合わせてご検討ください。	○	ご意見を踏まえ検討した結果、当該箇所に求めるサービスの詳細化及び、受付時間を追記いたします。 記載箇所については、要件定義書「3.16 運用に関する事項」を参照ください。

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
78	別紙1 要件定義書(案)	53	3.16(4)	3.16 運用に関する事項 (4)主な運用作業一覧 項18 サービスオペレーション支援 ・アプリケーションの障害を防ぐため、システムメンテナンスの一環として、サーバを定期的に再起動する。再起動後はサービスの動作確認等を行い、問題が無いことを確認すること。再起動のタイミングは国際局調査課と協議の上、決定すること。	「なお、クラウドサービスにおいては、プラットフォーム事業者の責任において、サーバ管理・再起動・動作確認等を実施することとし、利用者による再起動作業は不要とする。」を末尾に加筆していただけないでしょうか。	一般的なクラウドサービスは、インフラ環境(物理サーバー等)を複数のユーザーで共有するビジネスモデルのため、個社向けの物理サーバーの提供や再起動といった運用は行っておりません。 ただし、クラウドサービス全体の安定稼働維持に必要なシステムメンテナンスは、クラウドサービス提供会社が責任をもって実施いたします。	○	検討の結果、下記のとおり修正いたします。 「アプリケーションの障害を防ぐため、システムメンテナンスの一環として、サーバを定期的に再起動する。再起動後はサービスの動作確認等を行い、問題が無いことを確認すること。再起動のタイミングは国際局調査課と協議の上、決定すること。なお、クラウドサービス事業者の責任において、サーバ管理・再起動・動作確認等が実施される場合、受託者による当該作業は不要とする。」
79	別紙1 要件定義書(案)	53	3.16(4)	表 26 主な運用作業一覧 項番18	アプリケーションの障害を防ぐため、システムメンテナンスの一環として、サーバを定期的に再起動する。再起動後はサービスの動作確認等を行い、問題が無いことを確認すること。再起動のタイミングは国際局調査課と協議の上、決定すること。 尚、クラウドサービスやSaaSの利用に伴い、サーバの再起動が困難な場合はこの限りではない。	左記のとおり、SaaSの場合はサーバの再起動をクラウドサービスプロバイダー以外の権限で実行することが困難です。免除事項の追記をお願いします。	○	
80	別紙1 要件定義書(案)	46	3.16 3.17	表 26 主な運用作業一覧 3.16 運用に関する事項 3.17 保守に関する事項	-	本案件はSaaSでの提案を主に募る内容と見受けられますが、運用作業、保守作業全般としてオンプレミスやIaaS等も含めた環境下で発生するような作業を含めて一通り記載されているように見受けられます。 SaaSの場合、SaaSベンダにより提供されるサービスでの対応として委託作業としては対応を不要とし、貴省管理者にて直接サービスを利用、結果を確認いただけるような要件もあるように考えます。こちらの要件によっては、そのような対応でも問題ない認識で齟齬はないかご教示をお願いいたします。また、そのようであれば、仕様書ないし要件低所に明記をお願いしたいと考えます。	○	検討の結果、以下のとおり追記いたします。 「なお、下表に示す運用作業について、クラウドサービスが提供する機能の利用によって同等の要件が担保される場合、別途の対応は不要とする。」
81	別紙2 業務フロー			「取下書又は訂正書作成」	-	対内直接投資について、「取下書」および「訂正書」が別紙3に記載されていないため、記載することをお勧めいたします。	○	ご意見を踏まえ、「取下書」および「訂正書」を別紙3に記載いたします。
82	別紙2 業務フロー			「オフショアの変更届」	-	「オフショアの変更届」が別紙3に記載されていないため、記載することをお勧めいたします。	○	ご意見を踏まえ、オフショア関係書類を別紙3に記載いたします。 <オフショア関係書類> ・特別国際金融取引勘定の変更等届出書 ・特別国際金融取引勘定の閉鎖に関する届出書

「FTPMSシステム開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			
83	別紙3 様式・業務フロー			別紙様式13(会社の事業目的の変更の同意に関する報告書) 別紙様式14(支店等の設置に関する報告書) 別紙様式15(支店等の種類・事業目的の変更に関する報告書) 別紙様式21(金銭貸付けの返済、社債の償還の受入れ報告書)	-	直投命令の別紙様式について、以下の様式は廃止されているため、FTPMSシステムの入力対象外と考えてよろしいでしょうか。 別紙様式13:会社の事業目的の変更の同意に関する報告書 別紙様式14:支店等の設置に関する報告書 別紙様式15:支店等の種類・事業目的の変更に関する報告書 別紙様式21:金銭貸付けの返済、社債の償還の受入れ報告書	○	廃止された手続きについて、ご認識のとおりです。
84	別紙3 様式・業務フロー			届出全般	-	別紙3の「③対外直接投資の届出」においては、「事前届出」と、「届出受領証」および「期間短縮通知」とは別の申請として行を分けて記載されています。一方で、別紙3の「③対内直接投資の届出」において、「事前届出」と、「届出受領証」および「期間短縮通知」とが同一行で記載されています。 様式の数が見積に影響いたしますので、過小見積の発生を防ぐためにも、「③対外直接投資の届出」と揃えて細分化して記載することをお勧めいたします。	○	ご意見を踏まえ、別紙3を修正いたします。
85	別紙3 様式・業務フロー			対内直接投資等(技術導入契約含む。)に係る審査期間の延長通知、変更・中止の勧告・命令書の送達(勧告の応諾に係る通知文書の受理手続きあり)	-	「①審査期間の延長通知」と、「②変更・中止の勧告」と、「③(②に対する申請者からの)応諾通知」と、「④(②に対して申請者が応諾しない場合の)変更・中止の命令」とが、1行に表現されているものと拝察します。これらについて別々の申請・通知であるのであれば、行を分けて記載することをお勧めいたします。	○	ご意見を踏まえ、別紙3を修正いたします。
86	-	-	-	-	-	追加提案本システムでは将来的な拡張性を確保するため、AIを活用できるクラウドサービスを選定すべきと考えます。また、利用者の利便性を高めるシステム構築を促進するため、総合評価において、『AIによる機能拡張	×	ご意見を踏まえ検討した結果、下記の文言を追記いたします。 「将来別調達でのAI機能導入を視野に入れた基盤選定を考慮すること」